

キャッシュカード規定

1. カードの利用

普通預金（総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記入などの取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関、ゆうちょ銀行及び㈱セブン銀行（以下「預入提携先」といいます。）の自動機を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「振込提携先」といいます。なお、以下「提携先」という場合は振込提携先を含みます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫および提携先の自動機を使用して預金の残高照会、通帳記入等、当金庫取引をする場合

2. 自動機による預金の預入れ

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機利用時に画面表示される紙幣種類および硬貨（自動機の機種により硬貨の取扱いができない場合があります。）に限りです。また、1 回あたりの預入れは、自動機利用時に画面表示される当該枚数による金額の範囲内とします。

3. 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機利用時に画面表示される払戻しの金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、別にお知らせした当金庫または提携先金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは別にお知らせした当金庫金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および提携先の自動機による 1 日あたりの払戻しについて当金庫が本人から金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。
- (4) 当金庫および提携先の自動機による 1 日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻金額と後記 5. に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（定期性総合口座取引の普通預金については、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4. 自動機による振込

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号、その他所定の事項を正確に入力してください。この場合、預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、別にお知らせした当金庫または振込提携先金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は別にお知らせした当金庫金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の自動機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の自動機による1日あたりの振込回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

5. 自動機利用手数料等

- (1) 自動機を使用して預金を預入れまたは払戻しをする場合には、別にお知らせした当金庫および提携先自動機利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (4) カードにより提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをする場合には、提携金庫店頭に表示された手数料（以下「窓口手数料」といいます。）を現金により提携金庫へお支払いください。

6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

7. 自動機が故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機故障などの取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携金庫以外の提携先の窓口では、この取扱いをいたしません。
- (3) 前記(1)(2)による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、氏名（署名）、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、氏名（署名）、金額を記入のうえ、当金庫（提携金庫）所定の手続に従ってください。

この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

- (4) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前(2)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 当金庫および提携先の自動機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

8. カードによる預入れ・払戻し・金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の自動機で使用された場合または当金庫本支店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
当金庫および提携金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。そのカードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

11. 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. カードの紛失・届出事項の変更等

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (2) 暗証番号は、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、届出の必要はありません。

13. カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

14. 自動機への誤入力等

- (1) 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをした場合の提携金庫の責任についても同様とします。

15. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があ

ります。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適當と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第 16 条に定めた規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16. 譲渡・質入等の禁止

カードは譲渡、質入または貸与することはできません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、定期性総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取り扱います。

18. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
令和 2 年 4 月 1 日現在